

財務省節電実行計画

平成 23 年 6 月 15 日
財 務 省

「夏期の電力需給対策について」及び「政府の節電実行基本方針」（平成 23 年 5 月 13 日電力需給緊急対策本部決定）に基づき、財務省節電実行計画を以下のとおり定める。

1. 基本方針

財務省（国税庁を含む。以下同じ。）においては、従来、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に取り組んできたところであるが、夏期の電力需給対策として一層の節電対策を実施し、ピーク期間・時間帯（※1）における使用最大電力を抑制するとともに、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

※1：7月～9月（平日）の9時～20時

2. 実施期間

本実行計画の実施期間は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日とする。

3. 対象施設

本実行計画の対象施設は、東京電力管内及び東北電力管内に所在する財務省が使用する需要設備（※2）であって、別紙に掲げるものとする。

なお、使用電力量が極めて小さく節電の余地の少ない無人の書庫及び周辺住民の生活に支障のあるテレビ電波受信障害防除施設については、本実行計画の対象外とする。

※2：需要設備とは、電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内に設置する電気工作物（電気を使用するために設置する機械、器具等）の総合体（電気事業法施行令（昭和 40 年政令第 206 号）第 9 条に基づく）であり、財務省の節電実行計画においては、主に庁舎・施設が該当する。

4. 目標

3. の対象施設について、原則、ピーク期間・時間帯における使用最大電力を基準電力値（kW）（※3）に比して 15%以上抑制することとする。

ただし、中央合同庁舎第 4 号館については 20%以上抑制することとする。

なお、数値目標の達成にとどまらず、各施設において最大限の節電対策を講じ、可能な限り大幅な抑制を目指す。

※3：原則、昨年の同期間・時間帯の 1 時間単位の使用最大電力（kW）の値とする。

5. 節電に係る具体的取組

本実行計画の対象施設においては、空調、照明及びOA機器等に係る使用電力を抑制した上で、それでもなお抑制が必要な分については、ピーク時の主たる用途である冷房に係る使用電力を更に抑制するなど、様々な取組により目標達成を目指す。また、財務省が管理官署となっている合同庁舎については、各入居官署と必要な連携を図る。

なお、財務省の使用する需要設備は、そのほとんどが事務所の形態であることから、以下に掲げる財務省本庁舎における取組を基本的な取組とし、個々の需要設備の実情に応じた取組を可能な限り実施することとする。

○ 財務省本庁舎における取組（目標：15%以上抑制）

① 空調に係る節電

- ・ 冷房中の室温 28 度の徹底
- ・ ブラインドの適切な調整
- ・ 節電のための軽装の励行
- ・ 換気風量の適正化及び間欠運転
- ・ サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定（25 度目安）

② 照明に係る節電

- ・ 事務室の照明は、原則、終日 3 分の 2 消灯（昼休みは全消灯）
- ・ 廊下の照明は、日中は最低限の点灯に止め、夜間は 5 分の 1 点灯
- ・ エレベーターホール、喫煙室、外周灯は全消灯
- ・ 湯沸かし室等使用時以外は消灯
- ・ トイレ、洗面所等センサー使用の場合は、蛍光灯を間引く

③ OA機器、その他の機器に係る節電

- ・ パソコン、プリンター等長時間使用しない時（昼休みや長時間席を離れる時）は、電源を切るかスタンバイモードに設定
- ・ コピー量の削減のため、両面及び2アップコピー等を徹底
- ・ 公用携帯電話等充電を要するものは、日中の充電を避ける
- ・ 可能なものから段階的にサーバを停止

④ 共用部分に係る節電

- ・ 乗用エレベーターは、9 台中 5 台を停止
- ・ 暖房便座・冷水器を全数停止
- ・ 冷蔵庫の温度調節を「弱」に設定
- ・ 自動販売機の消灯要請
- ・ 入居売店等への節電の協力要請

⑤ 就業形態の工夫等による節電

- ・ 超過勤務の一層の削減（定時退庁の励行）
- ・ 計画的な長期休暇の取得の奨励

⑥ 上記①～⑤の取組を着実に実施するための方策

財務省本庁舎については、前日の電力使用状況をイントラに掲載するなど「見える化」し、節電のモチベーションを向上させる。

なお、上記の取組の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- ・ 各業務に支障が生じないよう配慮するとともに、職員に対して節電に関する取組について事前周知を行い、理解を得る。
- ・ 上記の取組と並行して、職員に対し熱中症の予防・対策について周知し、熱中症予防を促進する。また、職員の健康状態等に配慮し、熱中症とならないよう十分に配慮するとともに、万一熱中症となった場合は適切な措置を講じる。

6. 共同実施

財務省の使用する需要設備のうち、単体での使用抑制が困難な需要設備については、他の需要設備と共同して使用最大電力の抑制に取り組み、全体として目標を達成する。

7. 制限緩和

財務省の使用する需要設備のうち、その性質上、一律の使用制限を行うことが適当でないと認められる別紙2. に掲げる需要設備については、使用制限の緩和措置を講じる。

ただし、制限緩和の対象とした需要設備についても、可能な限り使用電力の抑制に努めることとする。

8. 進捗管理の実施

使用電力の抑制を確実に実行するため、以下の進捗管理を実施する。

(1) 実施体制

進捗管理の実施責任者として、統括責任者、組織責任者及び需要設備節電担当責任者をそれぞれ置くとともに、職員の節電意識の向上を徹底して図る。

統括責任者：大臣官房長

統括責任者代理：大臣官房審議官

組織責任者：大臣官房会計課長（本省）

組織責任者：大臣官房地方課長（財務局）

組織責任者：関税局総務課長（税関）

組織責任者：長官官房会計課長（国税庁）

需要設備節電担当責任者：庁舎管理責任者

(2) 検証・公表

実施期間後には、本実行計画に基づく節電対策による効果と目標の達成状況について検証、公表する。

(別紙)

1. 財務省が使用する需要設備

①区分A(大口需要設備(500kW以上)及び大口需要設備(500kW以上)の一部としての需要設備)

(1)東京電力管内

a)大口需要設備(500kW以上)

施設名	基準電力値	目標値(※)	削減率	施設管理者
財務省本省	2,250 kW	1,913 kW	15%	財務省本省
中央合同庁舎第4号館	2,600 kW	2,080 kW	20%	財務省本省
九段第3合同庁舎	3,000 kW	2,550 kW	15%	財務省本省
さいたま新都心合同庁舎1号館	3,000 kW	2,550 kW	15%	関東財務局
横浜第2合同庁舎	2,300 kW	1,955 kW	15%	横浜財務事務所
東京港湾合同庁舎	1,450 kW	1,233 kW	15%	東京税関
横浜税関(本関)	526 kW	448 kW	15%	横浜税関
大手町合同庁舎3号館	3,104 kW	2,639 kW	15%	東京国税局
国税庁事務管理センター	3,100 kW	2,635 kW	15%	東京国税局
税務大学校和光校舎	1,716 kW	1,459 kW	15%	税務大学校

(※)中央合同庁舎第4号館以外の施設については、電気事業法第27条に基づく通知に記載された使用制限値とする。

b)大口需要設備(500kW以上)の一部としての需要設備

施設名	基準電力値(※1)	目標値	削減率(※2)	施設管理者
羽田税関支署 (羽田空港国際旅客ターミナル)	443 kW	376 kW	15%	東京国際空港ターミナル株式会社
羽田税関支署 (羽田空港CIQ棟)	652 kW	554 kW	15%	東京国際空港ターミナル株式会社
羽田税関支署 (羽田空港貨物合同庁舎)	2,153 kW	1,830 kW	15%	東京国際エアカーゴターミナル株式会社
成田税関支署 (成田空港第1旅客ターミナルビル)	467 kW	396 kW	15%	成田国際空港株式会社
成田税関支署 (成田空港第2旅客ターミナルビル)	477 kW	405 kW	15%	成田国際空港株式会社
東京税関成田航空貨物出張所 (成田空港合同庁舎)	221 kW	187 kW	15%	成田国際空港株式会社
東京税関成田南部航空貨物出張所	140 kW	119 kW	15%	成田国際空港株式会社
東京税関成田航空貨物出張所 (日本郵便事業(株)成田国際空港支店)	4 kW	3.4 kW	15%	成田国際空港株式会社
横浜税関川崎外郵出張所 (日本郵便事業(株)川崎港支店)	17 kW	14.4 kW	15%	日本郵便事業株式会社
麹町税務署(九段第2合同庁舎)	315 kW	267 kW	15%	東京法務局
集中電話催告センター室(ST西葛西ビル)	40 kW	34 kW	15%	虎ノ門インベストメンツ特定目的会社

(※1)面積按分等により算出した財務省入居分のみの電力値。

(※2)テナントの目標値は、需要設備全体の目標に準拠することとするが、現時点では各施設の数値は決定されておらず、削減率15%としている。

(2)東北電力管内

a)大口需要設備(500kW以上)

施設名	基準電力値	目標値(※)	削減率	施設管理者
仙台合同庁舎	880 kW	748 kW	15%	東北財務局
青森第二合同庁舎	750 kW	638 kW	15%	青森税務署

(※)電気事業法第27条に基づく通知に記載された使用制限値とする。

b)大口需要設備(500kW以上)の一部としての需要設備

施設名	基準電力値(※1)	目標値	削減率(※2)	施設管理者
仙台塩釜税関支署 (仙台港国際ビジネスサポートセンター)	20 kW	17 kW	15%	株式会社仙台港貿易促進センター
小名浜税関支署福島空港出張所 (福島空港旅客ターミナルビル)	8 kW	6.8 kW	15%	福島空港ビル株式会社
青森税関支署青森空港出張所 (青森空港旅客ターミナルビル)	30 kW	25 kW	15%	青森空港ビル株式会社
秋田船川税関支署秋田空港出張所 (秋田空港国際線旅客ターミナルビル)	87 kW	73.9 kW	15%	秋田空港ターミナルビル株式会社
大船渡税関支署釜石出張所 (サンパルク)	7 kW	5.95 kW	15%	釜石共栄株式会社

(※1)面積按分等により算出した財務省入居分のみの電力値。

(※2)テナントの目標値は、需要設備全体の目標に準拠することとするが、現時点では各施設の数値は決定されておらず、削減率15%としている。

②区分B(小口需要設備(50kW以上500kW未満)及び小口需要設備(50kW以上500kW未満)の一部としての需要設備)

(1)東京電力管内

- a)小口需要設備(50kW以上500kW未満) 32施設
- b)小口需要設備(50kW以上500kW未満)の一部としての需要設備 17施設

c)共同実施

共同実施名称	対象施設数	共同実施の内容
東京電力管内税務署共同実施	130	組織一体となって目標達成に向け、また、地域間の気温差等を勘案した効果的な節電による共同実施

(2)東北電力管内

- a)小口需要設備(50kW以上500kW未満) 17施設
- b)小口需要設備(50kW以上500kW未満)の一部としての需要設備 11施設

c)共同実施

共同実施名称	対象施設数	共同実施の内容
東北電力管内東京税関管理施設共同実施	4	各施設のピーク時間帯を勘案した効果的な節電による共同実施
東北電力管内税務署共同実施	44	組織一体となって目標達成に向け、また、地域間の気温差等を勘案した効果的な節電による共同実施
税務大学校共同実施	2	一体の施設として目標達成すべき研修施設と入寮施設による共同実施

③区分C(小口需要設備(50kW未満)及び小口需要設備(50kW未満)の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備)

(1)東京電力管内

- a)小口需要設備(50kW未満) 5施設
- b)小口需要設備(50kW未満)の一部としての需要設備 1施設
- c)電灯契約の需要設備 11施設

(2)東北電力管内

- a)小口需要設備(50kW未満) 19施設
- b)小口需要設備(50kW未満)の一部としての需要設備 1施設
- c)電灯契約の需要設備 6施設

2. 財務省が使用する需要設備のうち制限緩和の対象とする需要設備

(1)東京電力管内

施設の類型	削減率	対象施設数
使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等(平成二十三年経済産業省告示第百二十六号)(以下、「告示」という。)第5条第2号キ(空港ターミナル施設)に該当する需要設備	5%	2
告示第5条第2号ク(港湾運送等の需要施設)に該当する需要設備	5%	4

(2)東北電力管内

施設の類型	削減率	対象施設数	
告示第5条第2号キ(空港ターミナル施設)に該当する需要設備	5%	1	
告示第5条第2号ク(港湾運送等の需要施設)に該当する需要設備	5%	2	
東日本大震災からの緊急かつ健全な復興を図るために特に必要と認められる需要設備であって、震災特例法等の国税又は関税に関する業務を行っている官署	庁舎が被災し、改修工が必要な需要設備もしくは仮庁舎(他官庁に施設を提供する場合を含む)	0%	18
	その他	5%	10